

岩国飛行場

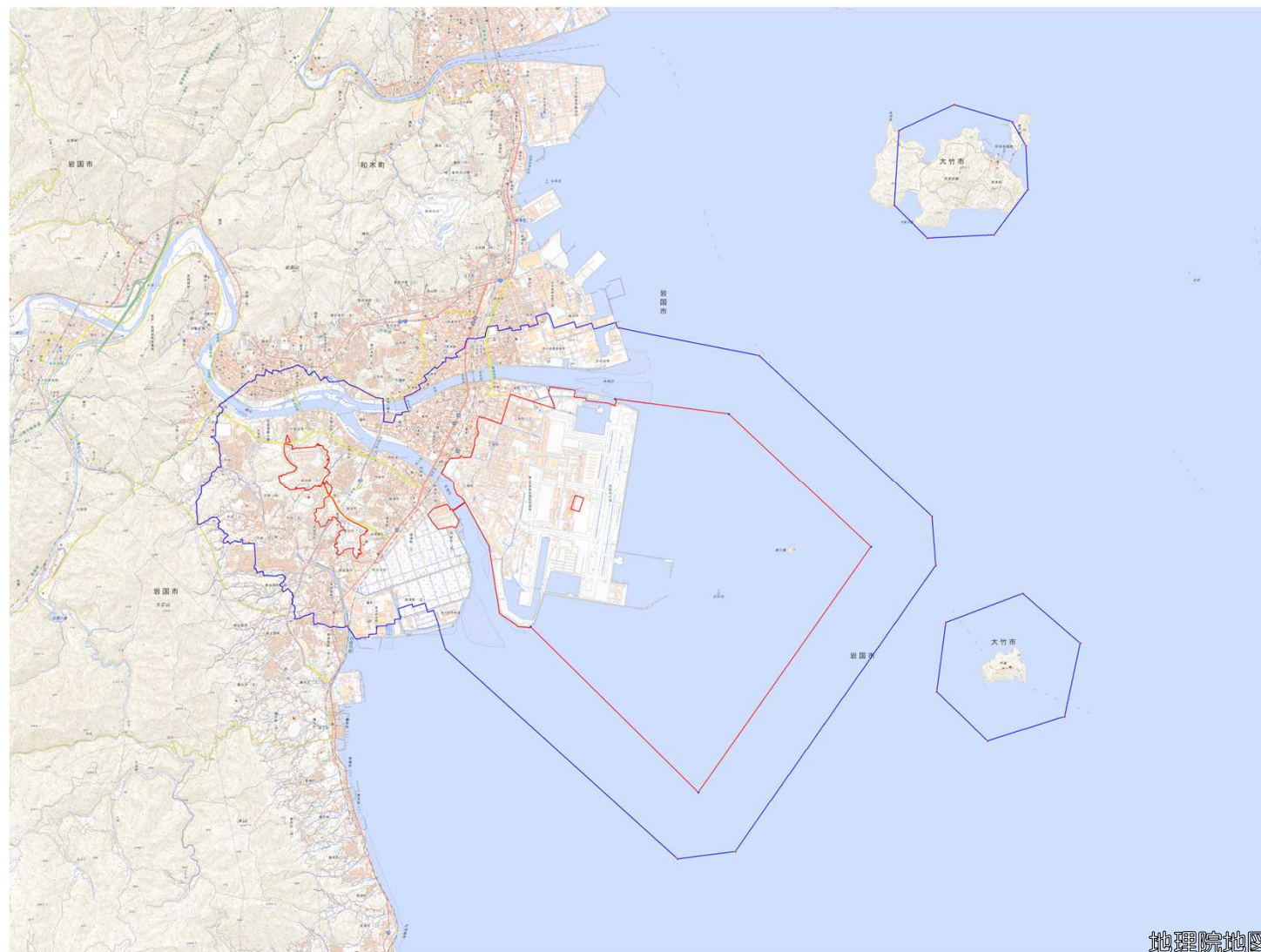
対象防衛関係施設の所在地	山口県岩国市	三角町
対象防衛関係施設の区域	広島県大竹市	阿多田及び小方町小方（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	山口県岩国市	旭町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、牛野谷町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、尾津町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、車町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三角町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、門前町五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、由宇町（次の図面に示す部分に限る。）並びに愛宕町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯三十四度九分三十六秒、東経百三十二度十四分五十四秒の点 二 北緯三十四度九分二十八秒、東経百三十二度十六分五秒の点 三 北緯三十四度八分十九秒、東経百三十二度十七分三十四秒の点 四 北緯三十四度六分十二秒、東経百三十二度十五分四十六秒の点 五 北緯三十四度七分三十七秒、東経百三十二度十四分一秒の点
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県大竹市	阿多田及び小方町小方（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	山口県岩国市	旭町一丁目から三丁目まで、飯田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、今津町一丁目から三丁目まで及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、岩国三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、牛野谷町一丁目から三丁目まで、尾津町一丁目から四丁目まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、桂町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、川口町一丁目

		及び二丁目、川下町一丁目から三丁目まで、川西四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、楠町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、車町一丁目から三丁目まで、中津町一丁目から三丁目まで、灘町（次の図面に示す部分に限る。）、錦見四丁目から六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、七丁目及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日の出町、平田一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、三笠町一丁目から三丁目まで、三角町一丁目から三丁目まで、海土路町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南岩国町一丁目から三丁目まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、元町一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、門前町一丁目から五丁目まで、山手町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、由宇町（次の図面に示す部分に限る。）並びに愛宕町一丁目から三丁目まで
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	一 北緯三十四度十分十五秒、東経百三十二度十四分五十四秒の点 二 北緯三十四度十分十二秒、東経百三十二度十四分五十六秒の点 三 北緯三十四度九分五十八秒、東経百三十二度十六分二十四秒の点 四 北緯三十四度八分三十四秒、東経百三十二度十八分十二秒の点 五 北緯三十四度八分九秒、東経百三十二度十八分十四秒の点 六 北緯三十四度五分四十一秒、東経百三十二度十六分九秒の点 七 北緯三十四度五分三十七秒、東経百三十二度十五分三十三秒の点

		八 北緯三十四度七分二十六秒、東経百三十二度十三分八秒の点 九 北緯三十四度七分三十六秒、東経百三十二度十三分四秒の点 十 北緯三十四度七分三十八秒、東経百三十二度十二分七秒の点 十一 北緯三十四度七分三十八秒、東経百三十二度十二分六秒の点 十二 北緯三十四度九分三十四秒、東経百三十二度十分四十八秒の点 十三 北緯三十四度九分三十七秒、東経百三十二度十分五十五秒の点 十四 北緯三十四度九分三十五秒、東経百三十二度十二分二十九秒の点 十五 北緯三十四度九分二十八秒、東経百三十二度十二分二十九秒の点 十六 北緯三十四度九分二十九秒、東経百三十二度十二分四十五秒の点 十七 北緯三十四度九分三十六秒、東経百三十二度十二分四十二秒の点
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び十八に掲げる点と二十五に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	十八 北緯三十四度十二分七秒、東経百三十二度十八分二十六秒の点 十九 北緯三十四度十一分五十九秒、東経百三十二度十九分二秒の点 二十 北緯三十四度十一分四十六秒、東経百三十二度十九分十一秒の点 二十一 北緯三十四度十一分二十四秒、東経百三十二度十九分十二秒の点 二十二 北緯三十四度十一分〇秒、東経百三十二度十八分五十一秒の点 二十三 北緯三十四度十分五十九秒、東経百三十二度十八分九秒の点 二十四 北緯三十四度十一分十六秒、東経百三十二度十七分四十九秒の点 二十五 北緯三十四度十一分五十四秒、東経百三十二度十七分五十一秒の点

	次に掲げる点を順次に結んだ線及び二十六に掲げる点と三十一に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	二十六 北緯三十四度七分五十四秒、東経百三十二度十九分九秒の点 二十七 北緯三十四度七分二十九秒、東経百三十二度十九分四十五秒の点 二十八 北緯三十四度六分五十一秒、東経百三十二度十九分三十五秒の点 二十九 北緯三十四度六分三十八秒、東経百三十二度十八分四十七秒の点 三十 北緯三十四度七分四秒、東経百三十二度十八分十五秒の点 三十一 北緯三十四度七分三十九秒、東経百三十二度十八分二十一秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

岩国飛行場周辺地域



国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図
相当の誤差を有しております。

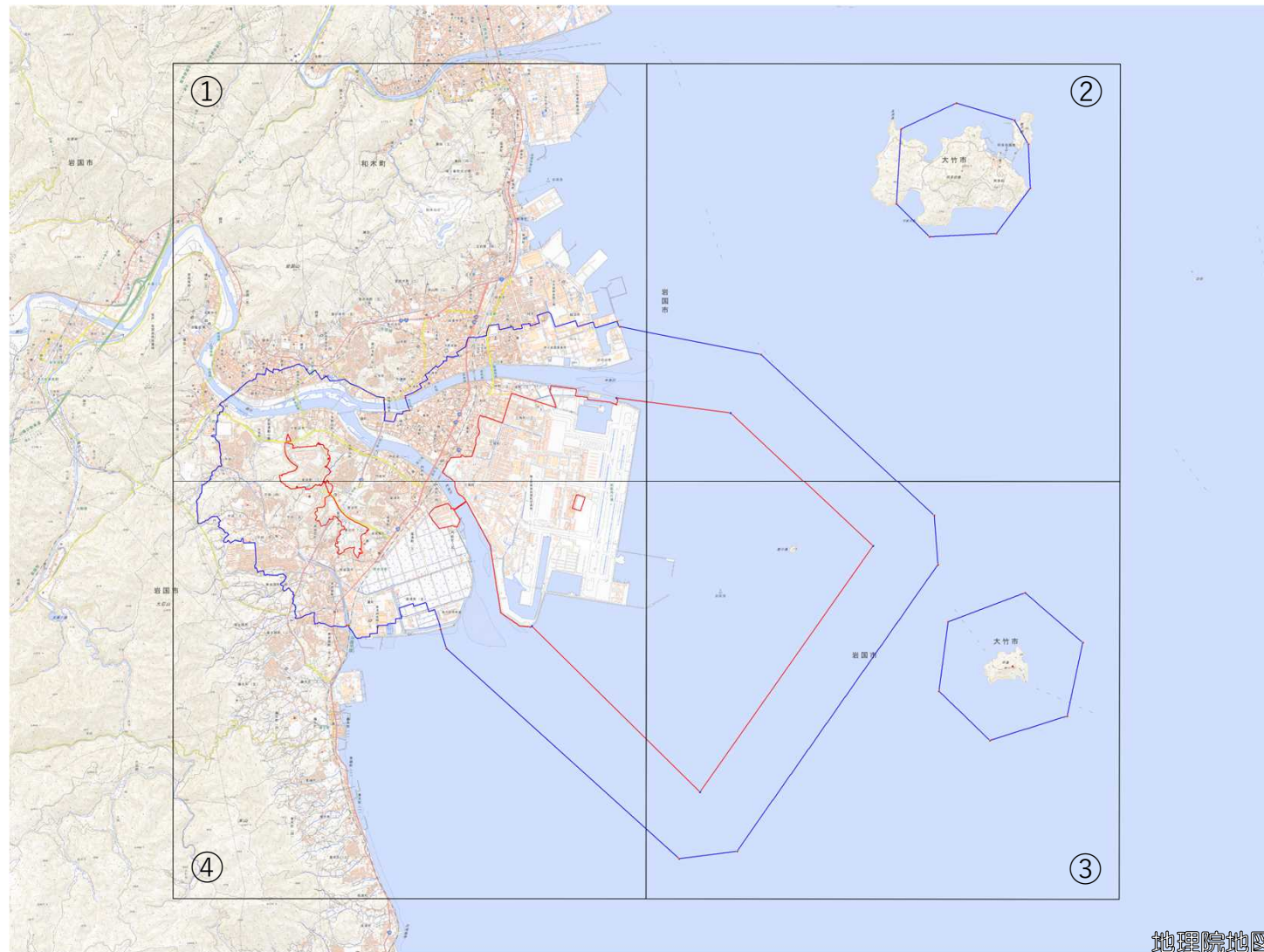
地理院地図

岩国飛行場周辺地域

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域 
対象施設周辺地域 

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図
相当の誤差を有しております。



地理院地図

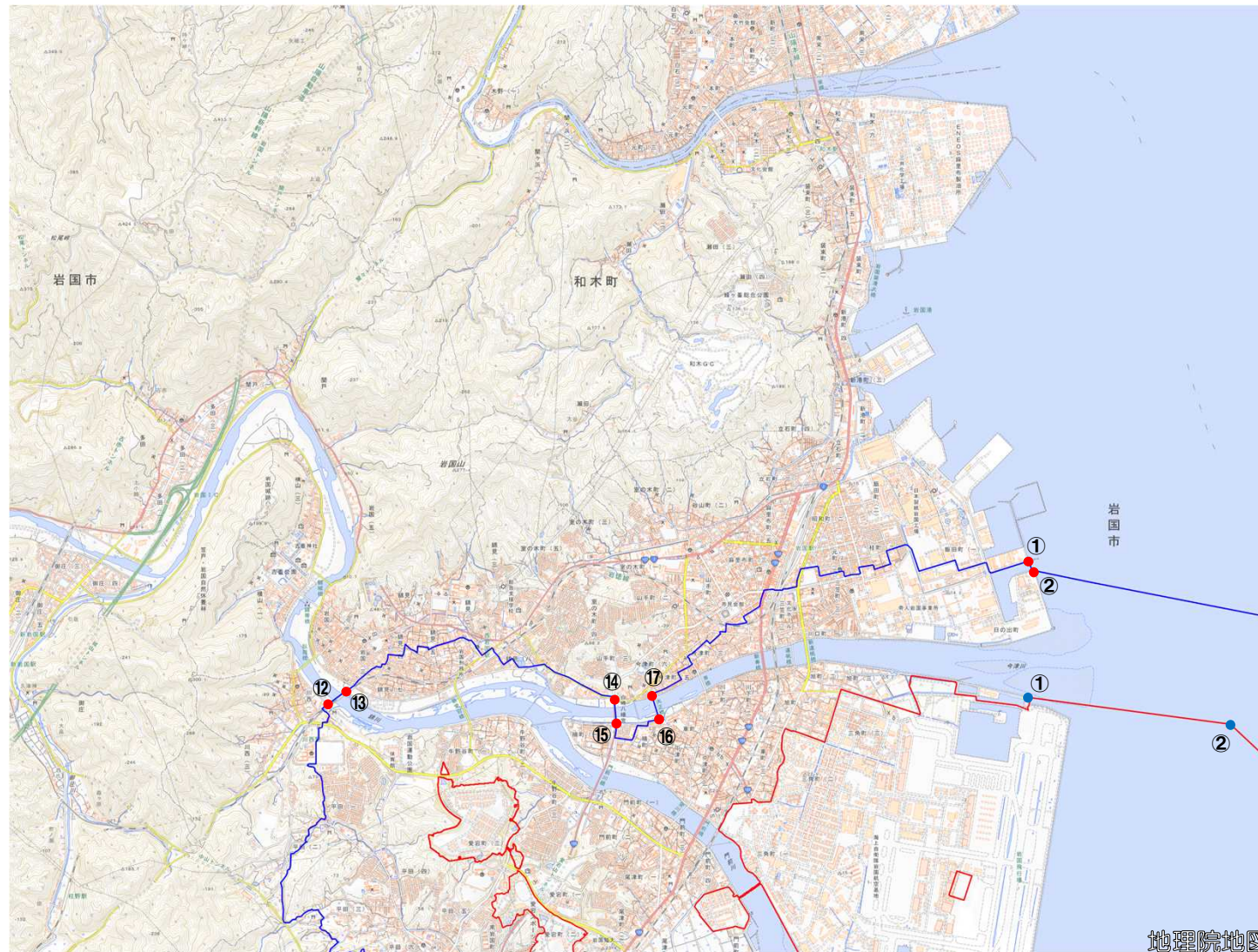
岩国飛行場周辺地域 図①

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域 

対象施設周辺地域 

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図
相当の誤差を有しております。



岩国飛行場周辺地域 図②

国土地理院の地理院地図を利用

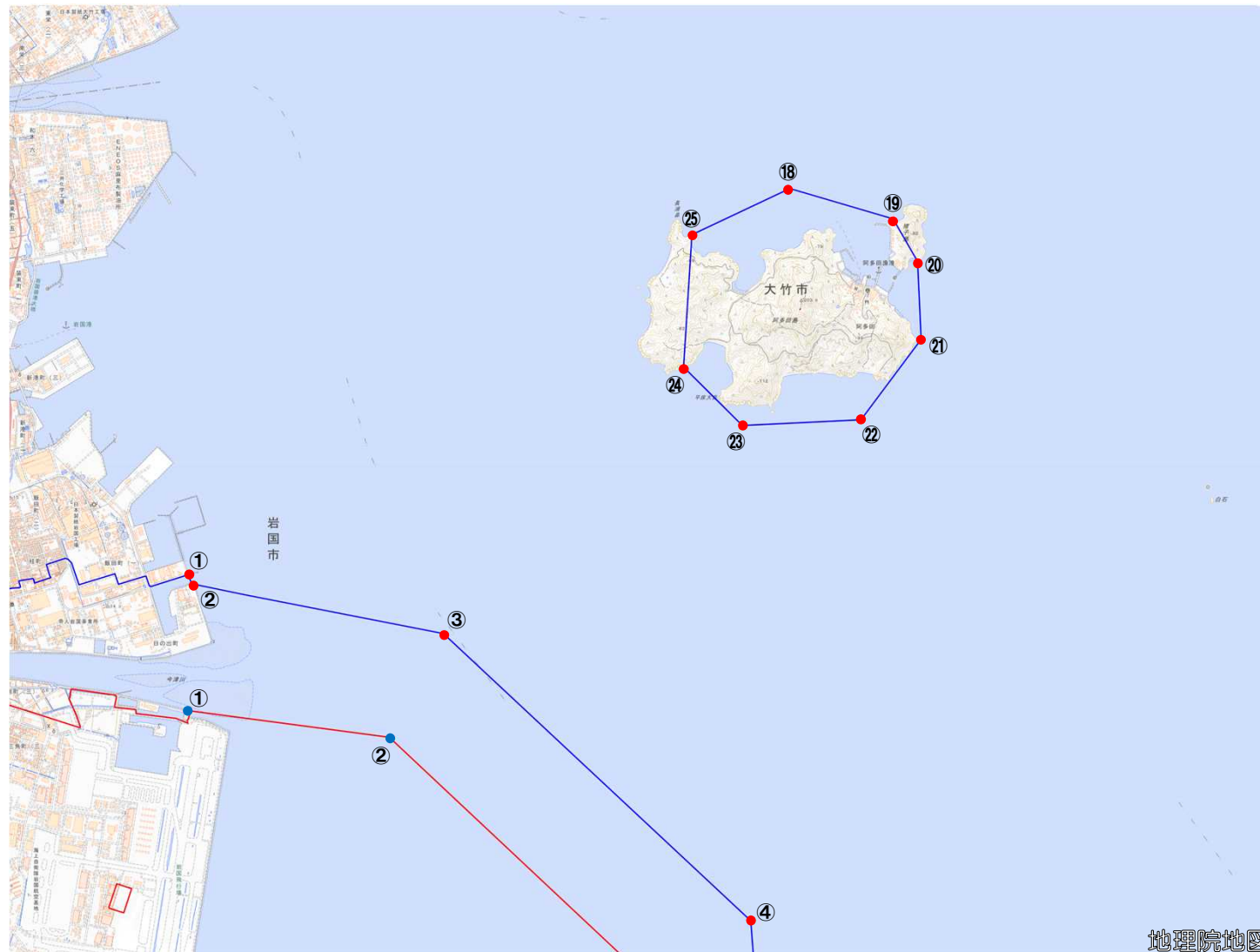
対象施設の区域



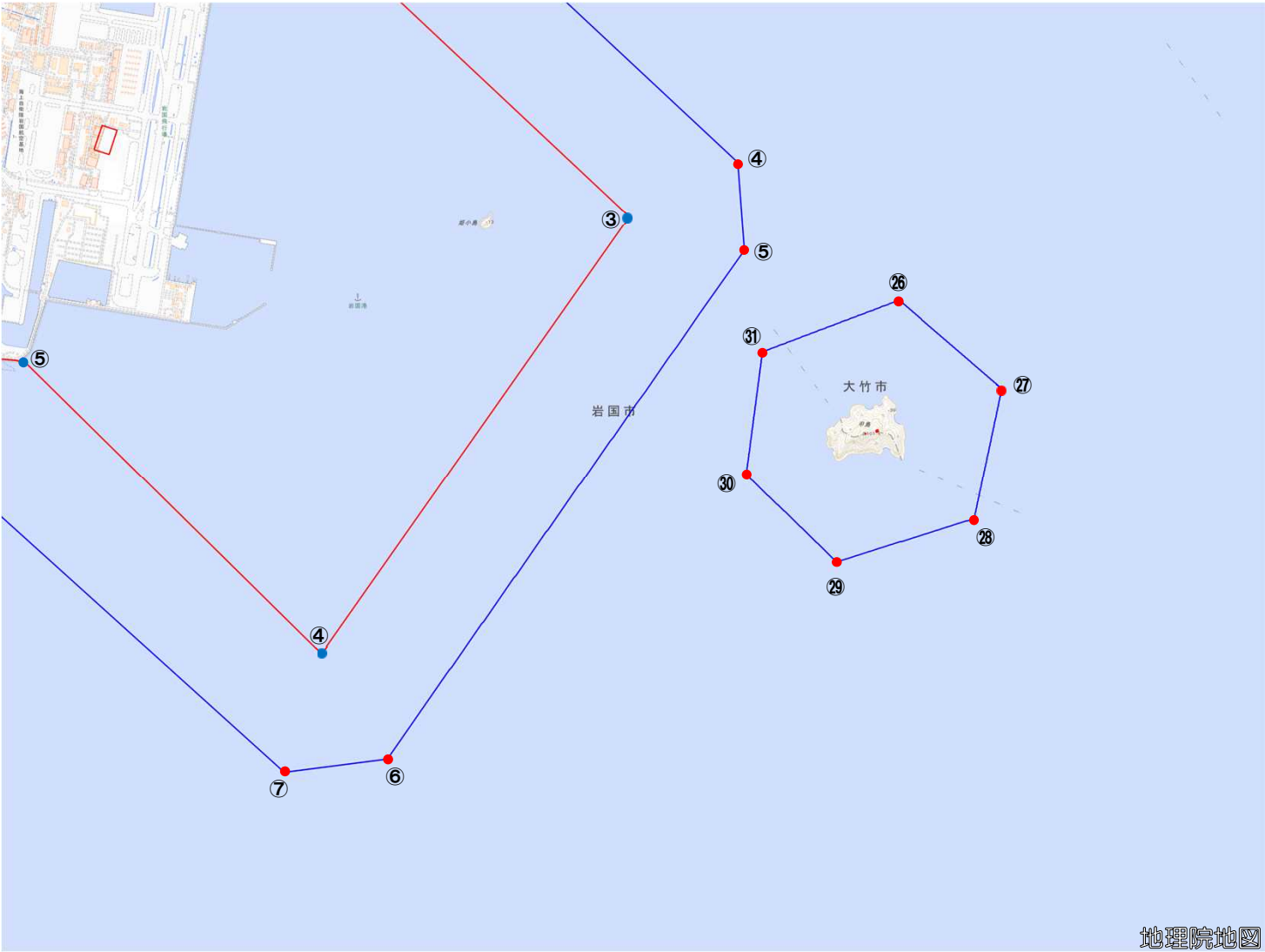
対象施設周辺地域



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図
相当の誤差を有しております。



岩国飛行場周辺地域 図③

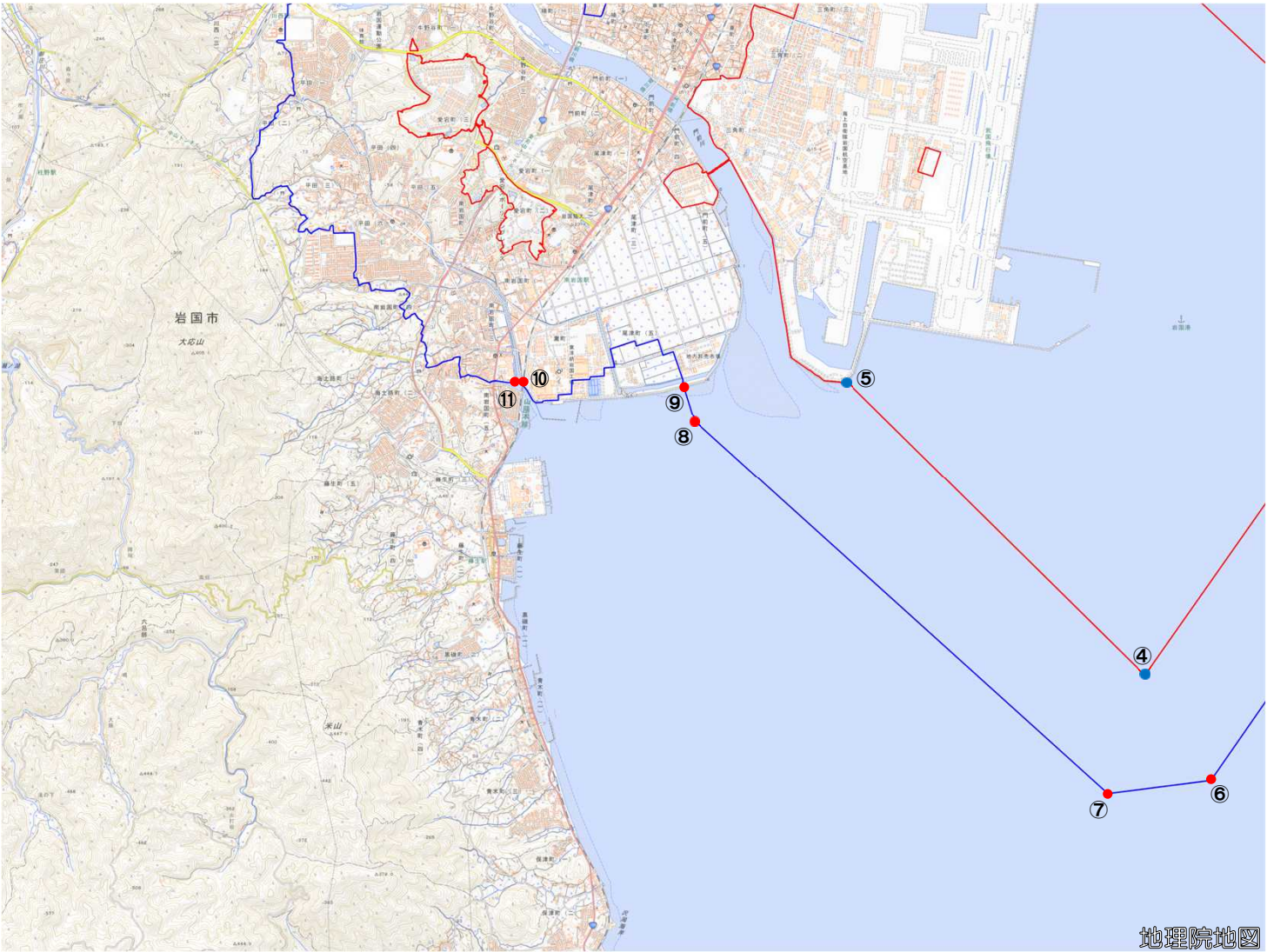


国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域
対象施設周辺地域

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図
相当の誤差を有しております。

岩国飛行場周辺地域 図④



国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域
対象施設周辺地域

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図
相当の誤差を有しております。

地理院地図